

「沖縄県議会復帰50年の記録」編集及び印刷等業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「沖縄県議会復帰50年の記録」編集及び印刷等に関する業務を甲が乙に委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙双方で協議して定める。

3 甲及び乙は、以下に定める条項を信義に従い誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称 「沖縄県議会復帰50年の記録」編集及び印刷等業務委託

(2) 契約期間 契約締結日から令和8年3月25日まで

（委託料）

第3条 甲は、前条に定める委託業務につき乙に対し、委託料 円を支払うものとする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

〔注〕「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額（但し非課税額は除く）に110分の10を乗じて得た額である。〕

（契約保証金）

第4条 乙は、甲に対し、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、委託料の100分の10を契約保証金として納めるものとする。ただし、乙が沖縄県財務規則第101条第2項に規定する免除要件に該当する場合には、甲はこれを免除することができる。

（納品及び検査）

第5条 乙は、印刷物を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指示する場所において甲の立会を求め、遅延無く検査を受けなければならない。

2 乙は、甲の行う検査に合格した印刷物でなければ、納入することができない。乙は、検査の結果不合格と決定した印刷物は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに良品を納入しなければならない。

3 納入及び検査に要する費用並びに検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

（瑕疵の修補等）

第6条 印刷物の納入後、甲において損傷等を発見したときは、それが甲の過失によるものを除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換しなければならない。

2 乙が、瑕疵の修補又は取換に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙は損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（違約金）

第7条 甲は、乙が納入期限までに印刷物を納入し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第109条第1項で定める率の違約金を徴収して承認することができる。

2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

3 乙は、天変地変その他相手方の責によらない理由により納入期限までに印刷物を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

4 前項の願い出は、納入期限までにしなければならない。

- 5 甲は、第3項の願い出が正当と認めたときは、これを承認し、第8条の違約金を免除することができる。

(再委託の禁止、権利義務の譲渡)

第8条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し印刷業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。

- 2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(委託料の支払い)

第9条 甲は、第3条の検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

(著作権)

第11条 この契約に基づいて制作された成果物及びデータ等の著作権は甲に属し、乙は甲の許可なくしてこれを使用してはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関し知りえた業務上の秘密を他に漏らし、又は公表してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

- 2 乙は、甲から提供された資料等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許諾を得た場合は、この限りではない。

(契約違反の処置)

第13条 乙が前各条に違反した場合の処理方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 乙が前各条に違反し、又は過失もしくは怠慢により甲に著しい損害を与えたと認められる場合は、甲は前項の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても甲は、その責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく納入期限内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は、履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(7) 乙が、この契約について談合その他の不正行為をしたとき。

(8) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払うものとする。

(疑義の決定等)

第15条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。ただし、受注者は、この契約書又は仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷物の供給上当然必要なことについては、発注者の指示に従い、受注者の負担で行わなくてはならない。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番3号
沖縄県知事 玉 城 康 裕 印

乙

印